

アクト安心ライフ24会員規約

第1章 総則

第1条（適用関係）

1. この会員規約は、株式会社アクトコール（以下「当社」といいます。）が運営するアクト安心ライフ24（以下「本サービス」といいます。）の提供及びその利用に関して適用されます。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
3. 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条（定義）

1. 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承諾した個人又は法人をいいます。なお、当社の承諾は、郵送又は電子メールにて会員番号を通知する方法により行います。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した賃貸住戸（事業用途に供する場合を除きます。）をいいます。
3. 「法人契約」とは、法人がサービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人がサービス対象物件に入居する場合をいいます。この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、その法人が加入申込時に指定した入居者（以下「入居者」といいます。）及びその同居人に限るものとします。
4. 「利用者」とは、個人である会員、法人契約における入居者、及びそれらの同居人を合わせたものをいいます。

第3条（本サービスの利用）

1. 会員及び利用者は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
2. 会員は、同居人（法人契約における入居者及びその同居人も含みます。本項において以下同じ。）による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条（会員番号）

1. 当社は、会員1名につき1つの会員番号を発行します。
2. 本サービスを利用する場合には、会員番号又は利用者であることが特定できる情報を窓口へ伝達することが必要となります。

第5条（会費）

1. 本サービスの会費（以下「会費」という。）は15,000円（税別）とし、加入申込手続の際に、申込書の提出と同時に支払うものとします。
2. 支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他会員又は利用者の都合により退会する場合には、返還しないものとします。

第6条（消費税率又は地方消費税率の変更）

会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、前条第1項で定める会費及び第15条第1項に定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他の税込価格の料金についても同様とする。

第7条（有効期間）

1. 本サービスの有効期間は、会員（法人契約の場合は入居者）がサービス対象物件に入居した日から2年後の翌日が属する月の末日までとします。
2. 既に入居している住戸をサービス対象物件として加入申込をした場合の有効期間は、申込書に記載されたサービス開始希望月の1日から2年後の翌日が属する月の末日までとします。なお、申込書にサービス開始希望月の記載がない場合は、申込月の1日より2年後の翌日が属する月の末日までとします。

第8条（更新）

会員は、有効期間満了日までに所定の方法で別途定める会費を支払うことにより、本サービスの有効期間を2年間更新することができます。

第9条（登録情報の変更）

1. 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。
2. 個人である会員の名義変更については、以下の条件をいずれも満たした場合のみ登録事項の変更として取り扱います。その他の場合は、本契約は終了し、新たに会員になろうとする方と当社との間で新規の契約を締結するものとします。
 - ① 2親等以内の親族間での名義変更であること

- ② サービス対象物件が同一であること
- 3. 前2項の登録情報の変更は、原則として会員の申出により行うものとします。
- 4. 法人契約においてサービス対象物件の入居者が替わる場合は、当該法人会員は、当社指定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。
- 5. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により会員又は利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第10条（退会・会員資格の取消し）

- 1. 会員が退会を希望する場合には、退会確認申請書又はコールセンターへのお電話で会員と確認が取れた場合、退会手続を行うものとします。
- 2. 会員又は利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - ① 加入申込時に虚偽の申告をした場合
 - ② 本規約又は諸規定の定めに違反した場合
 - ③ 不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - ④ 第15条に定める利用料金等を当初の支払期限より3か月以上支払わない場合
 - ⑤ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
 - ⑥ その他、当社が会員又は利用者として不適切とみなした場合

第11条（個人情報）

- 1. 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た会員及び利用者の個人情報（以下「会員等の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 2. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - ① 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - ② 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - ③ 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - ④ 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - ⑤ 関連サービスや商品の情報を提供するため
 - ⑥ 当社の業務提携先のサービスや商品の情報提供、販売するため
- 3. 当社は、本サービスの提供に関わる業務又は前項に定める目的を達成するために必要な業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこ

れに同意するものとします。

4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報等を第三者に開示・提供することがあります。
- ① 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - ② 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
 - ③ 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
 - ④ 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第12条（規約の追加変更）

本サービスの運営上、この会員規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、追加又は変更する条項について、当社が別途指定する方法にて告知するものとします。

第13条（損害賠償額の制限）

当社は、本サービスの運営に関して会員又は利用者に損害が生じた場合、2万円を限度額として賠償責任を負うものとします。

第2章 緊急サポートサービス

第14条（内容）

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
 - ① カギの紛失・故障等、カギのトラブル（但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
 - ② 水廻りのトラブル
 - ③ ガラスのトラブル
 - ④ ガスのトラブル
 - ⑤ 電気設備のトラブル（会員又は利用者が所有する家電製品は対象外とします。）
 - ⑥ 悪質な訪問販売、不審者、騒音その他、居住環境に関するトラブル
2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。

第15条（利用料金）

1. 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、

利用者は別途実費等を負担する場合があります（第1号の場合については負担するものとします。）。

- ① 60分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,500円（税別））
 - ② 現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金
 - ③ 利用者の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員（以下「作業員」という。）到着後に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料（5,500円（税別））
 - ④ その他前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合
2. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
 3. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
 4. 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第16条（除外事項）

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- ① 建物共有設備におけるトラブル
- ② 午後11時以降翌午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- ③ 会員又は利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- ④ 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- ⑤ 原状回復に関するトラブル
- ⑥ 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- ⑦ その他当社が不適切と判断した場合

第3章 健康医療情報サポートサービス

第17条（内容）

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療・診察行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

第4章 盗難転居サポートサービス

第18条（内容）

会員が加入期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

第19条（見舞金の給付条件）

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

- ① 所轄の警察署に対して被害届を提出していること
- ② 侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
- ③ 転居先の住戸について、賃貸借契約を締結していること
- ④ 本サービスの有効期間中（本契約が更新されている場合は当該更新後の有効期間中のことをいいます。本項において以下同じ。）に、当社所定の申請書等を提出していること
- ⑤ 本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります。）

第20条（除外事由）

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

- ① 不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は重過失による場合
- ② 利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に出入りすることが可能な者による盗難の場合
- ③ 地震等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
- ④ その他当社が不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

第21条（手続）

1. 会員は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
 - ① 当社所定の申請書（送金先の金融機関口座情報を含みます。）
 - ② 転居先の賃貸借契約書の写し
2. 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、当社は、会員の指定した金融機関口座に、速やかに見舞金を送金します。

第22条（他の補償制度との関係）

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第5章 「ACT Club Off」サービス

第23条（内容）

会員は、ACT Club Off専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第24条（会員優待サービスの利用）

1. ACT Club Offは、当社の提携会社が提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、ACT Club Off専用ホームページに記載されたClub Off Alliance会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
2. 会員は、本サービスのサービス開始日から2週間前後でお手元に届く「ご契約内容通知」の案内に記載されたログインID及び初期パスワードでACT Club Off専用ホームページにログインすることで、又は「ご契約内容通知」の案内に記載されたACT Club Off専用ダイヤルに電話することで会員優待サービスを利用することができます。

第25条（変更・休止等）

ACT Club Offは、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの全部又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

平成30年5月21日改定